

第 130 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 130 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 6 月 22 日（火）17:09～17:43

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

○見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務（(独)日本貿易振興機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（(独) 日本貿易振興機構）

展示事業部展示事業課 寺田課長、企画部企画課 坪井課長代理

（内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

（事務局）

佐久間事務局長、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 130 回入札監理小委員会」を開催いたします。本日は日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務の実施状況及び実施評価（案）について審議を行います。

本事業につきましては、平成 21 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 2 年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、日本貿易振興機構展示事業部展示事業課の寺田課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 5 分程度でお願いいたします。

○寺田課長 ジェトロ展示事業課の寺田です。今日はよろしくお願いたします。

お手元のペーパーで、私どもの方で作成いたしました「管理・運営業務の実施状況について」という紙が配られているかと思えますけれども、その 1 ページ目に先ほど御紹介いただきましたとおり 2 年間の契約で、これは日本語と英語の 2 か国語でやっておりますけれども、こちらのデータベースの運営をトーテックという会社に外注しております。

そして管理・運営業務の実施状況につきましては、幾つか指標といったものがございまして、まず 1 つ目が 1. の (1) ですけれども、情報に関する登録等の受付審査ということで、昨年度 222 件の申請があったものに対して 195 件の承認がされました。否認されたものが一部ございますけれども、これはほとんどがダブリということです。

それから、③ですけれども、英文登録された外国の見本市に関して、これを和文に翻訳するというサービスをしておりまして、この部分も外注いたしました。これが 2,322 件ということで、これは後ほど改めて御説明しますけれども、20 年度にも若干数字が下がったんですが、これは実は最近、日本にある見本市運営業者さんが日本語で最初から登録される場合もあるものですから、その場合には、そもそも翻訳の必要がないということで、若干数字が落ちました。

それから、④ですけれども、こういった承認審査にかかる時間というのは 1 週間以内ということで私どもは設定いたしましたけれども、実際にはこれよりも早い、短い時間で行われました。

それから、(2) ですけれども、見本市の主催者に対する情報の更新依頼。これはデータベースの性格上、情報の更新というのは各見本市の主催者様が自ら更新していただかないと、私どもでは各主催者様が予定している見本市のことを完全に知ることができないので、これを定期的にメールで御連絡しております。これを契約業者さんに年間 4 回行っていただき、その結果 3,243 件の更新が行われ、目標を達成することができました。

それから、(3) ですけれども、こういったデータベースで常に新しい展示会を発掘して登録をしていただくという業務をお願いしたところ、ここの①にございますような 2 つのダイレクトリーを主として活用して、発掘業務をしていただくことができました。

その結果、(3) の②ですけれども、新しい登録が 129 件できまして、これは当初の目標に対して超過達成となりました。

それから、そういったもろもろの関係がございまして、③に書いてございます主催者のアドレス件数も 19 年度、20 年度に比べて、少しずつですが増えております。

そして、1 枚めくっていただいて (4) ですけれども、こうして掲載されている情報の正確性の

確認ということにつきましては、私どもジェットロの方で月に2度ほど、国内見本市を5本、海外見本市を5本ずつサンプリングをしております、これは今まですべて正確であることが確認されております。

それから、(5)ですけれども「日本の専門見本市」という紙の資料をつくっております。これは日本語と英語です。これは1,200部ずつつくっていただいて、これが3月17日までに納品していただき、かつ関係各所への配布も行うことができました。

それから、(6)ですけれども、コンテンツ情報の更新というのは、つまりデータベースの中にいろいろなコーナーがございます、それぞれのコーナーの更新についても包括的に依頼いたしました。例えば「① 見本市レポート」というものがこの中にございますけれども、これは毎月1回の更新ということで、これはきちんとやっておりました。

「② 月刊ランキング」というのは、このデータベースの中で特に人気のある見本市、どの見本市のアクセスが多いかということ毎月表示しております、これも月1回ですけれどもきちんと直していただきました。

「③ 新着見本市」というのは、先ほど申し上げた129件、新しい見本市が次々登録されてきましたけれども、それを毎週更新して出していただくことができました。

「④ 展示会参加・開催報告」というのは、執筆自体はジェットロの方でやっておりますけれども、海外の事務所であるとか展示部の職員などが、展示会の報告を書いたものを次々アップしていきましますけれども、それを15回にわたって随時掲載していただきました。

「⑤ 出版物」というのは、このJ-messeにこういった展示会関係の出版物を紹介しているものですから、それについて8件ほど修正等をしていただきました。

「⑥ 世界の展示会場」というのは、J-messeの中のコンテンツの1つで、日本の展示会場、それから世界各国の展示会場を紹介しております、ここがございますとおり、新規の38件と修正の3件というものを追加・修正していただきました。

それ以外に、随時「⑦ お知らせ等」といったものの更新をいたしました。

それから(7)、メールマガジンですけれども、これは毎月2回原則としております、登録ユーザー様、あるいはこちらのメールマガジンの配送を希望している皆様に配っております。ただし、元旦だけは、もともと私どもジェットロは自前でやっていたときも配っていなかったものですから、年間23回となりますけれども、すべて予定どおりできました。

それから広報業務ですけれども、TSW Website という、展示会情報に関してはとても権威のあるウェブサイトがございます、こちらに対するバナー広告を行ったほか、日刊工業新聞が「2010 Event Schedule, 全国主要見本市・展示会一覧」という書籍を出しております、こちらに広告を出しました。

それから、先ほどもちょっと出てきたんですけれども「m+a International Tradeshow Directory」に広告を出したり、各県の商工会議所とか外国商工会議所などにメールでの広報を行いました。

それから(9)は、こうしたもろもろの業務を行う上で定期、不定期でジェットロで会議を行っておりますので、このたびに専任スタッフの方に参加していただきました。

それから、3 ページ目の (10)、外部からの問い合わせです。これももともとジェットロ自前でやっていた業務だったんですけれども、昨年度から外注した部分です。これも大体平均すると週 2 回程度問い合わせが来るんですけれども、これも大変迅速な処理をしていただきました。

ただ、中にはジェットロで後援名義の依頼がほしいとか、到底受託先ではできない内容も混ざってくるものですから、そういうものについてはジェットロに転送されてくるというものがございます。

それから「2. 確保されるべき質の達成状況」の中で、(1) のアクセス件数。これがやや数字が思わしくありませんでした。56 万件、これは Visit 数といって、ユーザー数と言っておりますけれども、利用者が 56 万人というのを目標にしたんですけれども、残念ながら 24%ほど下回ってしまいました。ジェットロ全体も大分減ったんですけれども、恐らく J - messe の減少要因として考えられるものとしては、景気後退の中で展示会というのはかなりお金のかかる活動なものですから、これに対する情報ニーズがやや減ったのかなと考えております。

(2) の新規登録は、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますので省かせていただきます。

(3) の見本市の更新も先ほどちょっと出ましたけれども、年に 4 回呼びかけてこれだけ更新していただきました。

(4) の正確性の維持は先ほどの御説明のとおりです。

(5) の期限の厳守も問題なくされました。

3. の総合的な評価ですが、やはりちょっとアクセスが届かなかったことが大きな課題となりましたけれども、ほとんどの項目については満足のいく結果が得られたと考えております。

最後の 4 ページ目にまいりまして、実施経費の状況と評価ですけれども、平成 19 年度は私どもはジェットロの人件費を含めて 2,690 万円余りかかっておりましたけれども、21 年度に外注したことによって 2,150 万円ほどということで 530 万円、約 20%の減額ができました。

だた、この 2. に書いてございますインセンティブは、やはりアクセス数が少し減ってしまったために、これはお支払いするには至りませんでした。

3. の評価が先ほど申し上げたとおりで、537 万円ほど、2 割低いコストでほとんどの質について維持できたかと考えております。

最後のまとめですけれども、ちょっとわかりにくい書き方だったかもしれませんが、やはりウェブサイトの運営においては、既に登録しておられるユーザー様の利便、あるいはこれから登録するかもしれない方々に対する働きかけといったものが非常に重要なことだと思っておりますけれども、かなりよく対応していただけたかと思えます。結果的に登録受付とかデータ更新、新規発掘などにおいて満足すべき結果となったと評価しております。そういう意味では、質の維持・向上と経費の削減が概ね達成されたかと考えます。

今後の方針ですけれども、既に本年度に入ってから受託事業者と相談しておりましたけれども、広報も更に工夫していく。コンテンツを改善する、それから更に、恐らく次回の入札のことになるかと思えますけれども、今回ビジット数というものを指標にいたしましたけれども、一般的にページビューと言って、1 人の人間が 10 回ぐらいページをかちかち見た場合に、普通 10 ページと数えるんですね。ところが、この指標としては、1 人の人間が何ページ見ても、それはカウントの外に

置いてしまったんです。何人の方が来たかということだけを指標にして、ちょっと厳しい指標だったかなと反省しております、ジェットロ全体でも実はページビューと Visit 数を両方組み合わせてやっておりますので、次回の入札の際にはページビューを指標とすることを検討していきたいと考えております。

長くなりましたが、私からの御説明は以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして同事業の実績評価（案）について内閣府より説明をお願いします。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J - messe）管理・運營業務の評価（案）」について説明をさせていただきます。事業内容は見本市展示会のデータベースの管理・運営となっております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は3者ありまして、いずれも参加資格を満たしてはいたしましたが、開札した結果2者が予定価格内でありました。しかし、そのうち1者が失格となったため、上記受託社の株式会社トーテックさんが落札者となりました。

「II 評価」について説明させていただきます。サービスの質の確保、実施経費の観点から評価を行わせていただきます。

まず「J - messe へのアクセス件数（Visit 数）」、「見本市等の新規登録件数」、「見本市等の更新件数」についてです。アクセス件数は56万件を維持するということでしたが、約42万件、75%程度の達成率となっております。新規登録は100件を目標のところ129件、見本市の更新件数は3,100件以上を維持するところを3,243件ということです。

「(イ) 評価」でございますが「J - messe へのアクセス件数」、「見本市等の新規登録件数」、「見本市等の更新件数」を達成するために、民間事業者の方は新たなダイレクトリーへ広報を掲載したり、各県の商工会議所連合会、在日外国商工会議所等々にメールを送るなど、創意工夫をこらした広報活動を行いました。その結果、新規登録、更新件数は目標を上回る実績となりましたが、アクセス件数につきましては景気後退により、海外ビジネスや展示会への参加意欲が減退した影響もあり、目標は達成することができませんでした。

続きまして3ページの「イ コンテンツの内容の正確性を維持すること」についてです。これは毎月2回モニタリングをした結果、すべてのコンテンツにおいて正確性が確保されており、十分評価することができます。

続きまして「ウ 各業務において機構が設定した期限を厳守すること」です。さまざまな期限が設定されていますが、すべてにおいて設定された期限は守られており、これは十分評価することができます。

4ページでございますが「(2) 実施経費」です。従来の19年度の実施経費の2か年分ということで5,300万円余の経費がかかっておりました。そして、契約額です。これは2年分ですが、4,300万円余ということで、削減額が1,000万円余、1年間当たり約537万円ほど減額されています。

ただ、インセンティブにつきましてはアクセス件数が目標を達成できていなかったため、今回支払いには至っておりません。

最後、評価のまとめでございますが、見本市の新規登録件数及び見本市の更新件数は、ともに達成目標を上回る成果を上げております。一方、アクセス件数については景気の影響もあり、目標を達成することはできませんでしたが、民間事業者が創意工夫を生かした広報活動を積極的に進めていったことは十分評価することができます。

また、コンテンツの正確性、設定された期限についてはすべて守られており、実施経費につきましても従来の実施に要した経費の約8割、1年間で537万円ほどの経費が削減されており、サービスの質の維持向上、そして経費の削減その双方の実現が達成できたものと評価できます。

次期事業に当たりましては、この21年度の実施結果を踏まえまして、民間事業者の更なる創意工夫を生かした事業実施を図っていくために、契約期間の延長を含めた民間競争入札の実施を検討することが必要と考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び実績評価（案）について御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 では、よろしいでしょうか。受託事業者の決定の経緯でございますが、入札参加者が3者で、入札参加資格は満たしていましたが、開札したところ2者が予定価格の範囲内でそのうち1者が失格ということで、事実上競争がない形で1者が落札した形になるわけですが、この経緯というか、失格はどういう理由でしょうか。

○寺田課長 よろしいですか。1者は今、申し上げられたとおり予定価格を超えてしまっていた。2者が予定価格内だったんですが、予定価格内のうちの高い方の1者が、入札書という金額を書いて出す1枚紙があるんですけども、そこに4,400万円と書いたんですね。それと同時に、この会社は必ずしもこのときに出さなくてよかったんですけども、内訳書というのを出してきたんですね。内訳書というのは契約までに出してくださいと言っていたんですけども、実は3者とも内訳書を同時に出してきました。

それで、入札書が2年間で4,400万円と書いてあったにも関わらず、内訳書が1年目が3,200万円で2年目が3,300万円ぐらいと書いてあって、明らかに計算が合っていないんですね。ただし、総合評価の段階としては一応4,400万円で計算もしてみたんですけども、やはり金額がちょっと高く、この会社は一番札にはなりませんでした。

ただ、記録としては事実関係として、仮にこの会社がこういう書類上明らかに間違った紙を出していた事実がございますので、記録としては失格と申しあげましたけれども、仮に失格していなかったとしても、総合点においてはこの会社が1番ではありませんでしたので、記録として失格と書かせていただきました。

○逢見副主査 これは機構側の情報開示が不十分だということではなくて、要するに、入札業者のミスということなのではないでしょうか。

○寺田課長 はい。私自身が入札のときにまだ展示事業部に来ていなかったんですが、当時のものを追いかけて確認いたしましたところ、なぜ書類が違うのかについては確認しておりました。それについては単純ミスということだったようです。

○小林副主査 今、佐藤委員にちょっと聞いたのですけれども、先ほど見積書は特段札を入れるときには要求していなかったとおっしゃっていたではないですか。ですから、要求していないものというのはカウントしなくてもいいのではないですかと言いつつ、それは発注者側の裁量だと今、お答えいただいて、つまり先ほどの総合評価で計算したところ、それでもトーテックさんの方が高かったとおっしゃっていたので、この問題点としては、この書きぶりだと結果的に、事実上一者応札になってしまったということだと思っております。

ですから、競争が働いていないというところがちょっと引っ掛かるもので、それでお伺いしたところなのですけれども。

○佐藤専門委員 済みません。これは全くよもやま話として聞いていただければいいのですけれども、よくPFIの総合評価一般競争入札のこういう入札書類の不備に対する対応の取扱いを見ていると、国が最も厳格で、市町村のところは大体、小さな自治体に行くほど、そこら辺のところは物すごく緩い運用をやっているようでして、応募する民間事業者側も馴れたところは入札書類の提出期限に1日とか2日余裕を持たせて、事前にチェックしていただくような形で、不備があれば御指摘くださいというような形です。

勿論、受け取る側も札を見たりとかそんなことは一切しないのですけれども、書類が形式的に整っていなければそれで今回のようにはねてしまう。競争環境が整わないということもあり得るので、できるだけ形式的な面で競争環境が整わないことがないように、この書類が足りないのではないですか、あの書類が足りるのではないですかとかいうことは随分おやりになっているみたいなのですね。

5者6者出てくるような案件で、1者2者はじいてもまだ十分残っているなんていうものは、私が見たものの中でも事業計画の資金収支計画の、事業期間の記載が1年度ずれて記載していたために、明らかに形式的な誤記だったのですけれども弁解の余地なく、そこではじいていました。

そういう意味では、厳格に運用していただくのがいいのだらうとは思っておりますけれども、そこら辺のところは多分に発注者側にどういう裁量があるのか、会計法上はそんな裁量なんてないのだと思っておりますけれども、入札提案書の差し替えはできないというのが会計法上のルールですから、一旦受け付けてしまったものについては、不備があったらもう不備という形で落とさざるを得ないということだらうと思っておりますけれども、そういう意味では今回、そのところを何とか発注者として救う方法があったかと問われると、入札書類として要求したものでない内訳書の記載の不備でもって落とされたということで、落とされた方が納得していればいいのですけれども、特に納得していないということが。

○寺田課長 済みません。私どもはこの話は私もちょっと社内で追いかけたのですけれども、私なりの理解では、ポイントだったのは仮に不備がなかったとしてもここは落札できなかったということがポイントで、もう一つは、そのときに現場に居合わせた、これは経理部の中にあるんですけれども管理課とって入札関係を見ていて、管理課の課長代理が言ったことによると、どうしよ

うかなと思ったんだけど、とにかく総合評価の計算そのものは一応入札書類の方の数字で計算してみたところ、いずれにしても一番札にはならなかったということで、文句なしにこの場合トータックが一番だと決まったんですが、今後この同じ会社が類似の案件に応札してきた場合に失格になってしまうことを繰り返さない方がいいと思ったので、それは御本人にはお伝えしなければいけないと思って、実はこれは失格なんですということをお伝えし、それについては御理解いただいたと聞いています。

○小林副主査 実は失格とはどういうことですか。

○寺田課長 書類の金額という最も重要な要素であるところの裏付けが、出した入札書類と 2,000 万円も違うというのはいかなものかということで、管理課長ともその後話したようですけれども、管理課の担当者の考えでは、これは失格にならざるを得ないという判断だったようです。

ただ、繰り返しますけれども、入札結果そのものには影響していません。

○小林副主査 それはわかるのですけれども手続上、デュー・プロセスとしては失格であればもうその時点で排除されるのですね。ですから、総合評価は行わない。そういった評価のところでは 1 者になるということですね。

○佐藤専門委員 つまり入札参加資格はあったので提案書を出していただいたのだけれども、書類が不備だったという整理ですね。それとも競争参加資格がなかったのですか。失格というと、競争参加資格がなかったということだったのですかね。

○寺田課長 時系列で申し上げますと、委員の先生方はよく御存じかもしれませんが、私どもは金額の数字というのは開札会の日まで、私たちもだれも見られないようにしておりますので、封緘したものを金庫に入れてしまっていて、開札会でこういうふうに応札業者さんと向き合って初めてはさみで開けるものですから、その瞬間において数字をどんどん書いて、技術点と価格点をどんどん紙に書いて計算して数字を出します。その段階において、1 者は明らかに金額が超過していたので評価の対象外となり、残る 2 者についてはぱっと計算したところ、結果的に落としたトータックが 1 番だったのでそれを発表したんですけれども、そのさなかにおいて、あれ、数字が違うぞということに気付いて、それで担当者としては数字が違うことをそのままお伝えしないというのはいけないと思って、これは実は数字が違っていましたと。それで理由を聞いたところ、単なるミスですと。

どちらが正しいんですかと言ったら、低い方の数字が正しいと。それであっても、いずれにしても落とせなかったんだけど、これは失格になってしまいますよということを申し上げて、わかりましたという経緯があったと聞いています。

○逢見副主査 もう一つ。こういう事業であればもうちょっと入札参加者が多くてもよかったのではないかなと思ってまして、そういう意味で、事前の広報の仕方とかいう部分がよかったのかどうかという点はあるのですが。

○寺田課長 ジェトロの入札は皆大体同じなんですけれども、インターネットで 2 週間告知期間があって、ジェトロのウェブサイトだと、例えば入札関心企業は事前に登録しておく、RSS という仕組みなんですけれども、そういう連絡も飛んでくるという仕組みがありまして、それでやってお

りますのでそれ以上、一本釣りと言っていますけれども、告知を出してから個々の会社に1つずつ当たっていくまではしなかったかもしれませんが、告知期間としてはインターネットにオープンにして、2週間の告知期間をもって行ったと。

○坪井課長代理 それから、もう一つ聞いておりますのは、説明会自体にはもう少し多くの民間事業者の方が参加されたようなんですけれども、用意していただく書類の中に、暴力団排除の関係で警察庁に提出する書類を御用意いただかなければならないというところが一部の民間事業者さんにとっては少し負担になって、それであればちょっと見合わせたいというお申し出をいただいたということも事情としては聞いております。

○逢見副主査 入札説明会は何社ぐらいですか。

○寺田課長 14社です。

○逢見副主査 そうですか。

○小林副主査 ほかはいかがでしょうか。

○逢見副主査 あと、アクセス件数、Visit 数について、先ほどの御説明ですと次の入札のときにはページビューといったものを考えるということですが、余りこういうのは詳しくないのでも、ページビューの方が指標として、求めるものとしてはよりふさわしいということになるわけですか。

○寺田課長 そうですね。簡単に言ってしまうと、ページビューは何ページ見ていただいたかということがわかる数字で、この Visit 数というのは何人来たかがわかる数字なんですね。ですから、私がちょっと残念だなと思ったのは、昔からこの J - messe というデータベースだけがジェットロの中で Visit 数を使っているんですね。割とほかの、例えばジェットロのウェブサイト全体の中ではいろいろなコーナーと言っていますけれども、ほかのコーナーは大体ページビューを使っているんですね。

しかし、どういう経緯があったのかは今となるとよくわからない部分なんですけれども、なぜか昔から Visit 数といって、人数を使っているんです。ですから、確かに両方使うのが一番確実だとは思いますが。何人来て何ページ見ていただいたか。ただ、この指標が残念ながら人数だけを指標にしまったので余り伸びなかったんですけれども、ページも合わせて総合的に評価してあげた方が、より利用度に近いものが出るような気がしまして、今回既に契約しているのでやむを得ないと考えておりますけれども、次回またこれを外注する場合には、指標については考えた方がいいかなと思ひまして書かせていただきました。

○小林副主査 そうすると、今までのページビューの実績のデータというのを次のときに出していく必要があるのではないかと思うのですけれども、それはどうなのですか。どのぐらいページビューだったという。

ですから、この事業について Visit 数でしかカウントしていなかったということなので、Visit 数とページビューというものの相関関係みたいなものもあるのかもしれないのでも、次回出すときにページビューはどのぐらいというのを、目安でベンチマークになる数字みたいなものをどうやって出されるのでしょうか。

○寺田課長 私自身が、実はジェットロで前々職がウェブマスターをしていたものですから、この手のことは割と。

大体、私の記憶では J - messe のページビューはずっと年間 100 万ぐらいなんですね。たしか昨年も 100 万だったと思うんです。ただ、思うんですという言い方が非常に我ながら情けないというのは、J - messe はこの記録において、先ほど申し上げたように Visit 数だけを重視してきたものですから、ページビューの記録がきちんと残っていないんです。

ですから、ちょっと過去にさかのぼって、どこまでさかのぼれるかと思ってやってみたんですけども、昨年度の 4 月、春までさかのぼりきれなかったものですから正確な数が出なかったんです。ただ、今年度についてはもう 1 ページビュー単位で正確に出ますし、過去の数字が大体 100 万というのがわかっていますので、100 万という数字はそんなにあれではないかもしれませんが、大体わかる数字かなと思っております。

ただ、そこはちょっともう一度検討して、事業者さんにとって無理のない数字を考えたいと思っております。

○小林副主査 そうすると、今年度からはページビューも含めて記録を残しておくといえますか、記録をとっていくということでしょうか。

○寺田課長 そうしたいと思います。

○小林副主査 あと、ほかに。

○逢見副主査 全体の印象としては、アクセス数が目標に達しなかったというものの、全体としては市場化テストとしてはサービスの質の向上とコストの削減と、両方を満たしている案件だと思いますので、是非次も「市場化テスト」を続けていただいて、より質の向上になり得る指標をつくっていただければと思います。

○小林副主査 今の逢見先生の意見がまとめのようなことだと思います。

それで、この見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J - messe) 管理・運営業務に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局からは確認することはありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございませぬ。

○小林副主査 それでは、この評価 (案) についてはこのような方向で報告をするということにしたいと思いますけれども、報告等につきましては私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小林副主査 では、このようにまた実施をお願いいたします。本日はありがとうございました。